

| 会 議 記 録   |   |       |                        |
|-----------|---|-------|------------------------|
| 会 議 の 名 称 | 総務文教常任委員会   |       | 会議場所 第3委員会室<br>担当職員 藤村 |
| 日 時       | 平成25年2月20日(水)   |       | 開 議 午前 10 時 00分        |
|           |   |       | 閉 議 午前 11 時 55分        |
| 出席委員      | 堤 齊藤 並河 中村 田中 西村 日高 木曾 石野   |       |                        |
| 執行機関出席者   | 田中安全安心まちづくり課長、井上安全安心まちづくり課安全安心係長、西田総務課長<br>竹井企画管理部長、木曾契約検査課長、田中契約検査課主幹<br>辻田教育部長、中川教育部次長、福井教育総務課長 |       |                        |
| 事務局       | 藤村事務局次長、阿久根議事調査係長   |       |                        |
| 傍聴        | <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否                                  | 市民 0名 | 報道関係者 0名<br>議員 0名      |

## 会 議 の 概 要

1 堤委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

10:03～

3 事件

行政報告

< 亀岡市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）の制定について >

安全安心まちづくり課長 挨拶

安全安心まちづくり課安全安心係長 説明

（資料別紙）

< 質疑 >

< 西村委員 >

資料1 ページ【例外事項】(2)の「暴力団に利益を与えるものとならないもの」とはどういうものか。具体的にはたくさんあると思うが、利益を与えるものとならないものは一般と同じように扱うということか。

< 安全安心係長 >

おっしゃる通りで、それぞれの事務事業において個別判断することになる。

< 木曾委員 >

例えば暴力団員、準構成員がそうであることを隠して市のアルバイト職員等になって、それが発覚した場合に取り消す方法はどうか。

< 安全安心係長 >

この条例でというものはないがすべての事務事業において排除することを定めているので該当する。申し込みの時点でわからず、後で発覚した場合や情報があった場

合は警察に照会し、暴力団員であるとの回答が得られたら取り消すことになる。警察との協定にはすべての事業を含んでいるので回答いただくことになる。

< 総務課長 >

補足すると、アルバイト職員については亀岡市臨時職員取扱規則、嘱託職員には嘱託職員取扱規則に正職員の懲戒処分にあたるような事案があれば退職させる旨の規定がある。暴力団であることが判明したら解職する事由に該当すると思われる。

< 木曾委員 >

外郭団体もそれに準ずる対応か。

< 総務課長 >

外郭団体の人事関係は全て市に準拠することを基本にしているので同等の措置になるとと思われる。但し、民間職員になるので適用されない条項もある。手続きについては検討を要するが基本的な考え方は一緒である。

< 齊藤副委員長 >

暴力団の範囲はどうか。神戸市では暴力団と一緒にゴルフをする等付き合いがあれば入札に入れないという規定があるがそのあたりはどうか。

< 安全安心係長 >

暴力団排除条例第2条に定義する「暴力団員等」になる。指定暴力団の構成員に限らない。具体的な排除対象は市の判断ではなく、警察に照会し回答を得たものを排除することになる。

(安全安心まちづくり課退室)

~ 10 : 25

< 公契約条例に関する請願採択に係る取組について >

企画管理部長 挨拶  
契約検査課長 説明

(資料別紙)

< 質疑 >

< 木曾委員 >

請願が採択された。今までの安ければいいという考え方では人件費だけでなく、公共道路、橋等に至るまでいろんな問題に影響する。条例制定は難しいとしても一定の方向づけは大事である。今後もしっかり取り組める体制づくりをしてもらいたいかどうか。

< 契約検査課長 >

公契約条例にある労働者の環境を守るということも含めて公契約のあり方そのものについての考え方を要綱等でまとめていきたい。

< 西村委員 >

条例を制定するかどうかの分析についてよく調査され検討されたと評価する。よく理解した。京都府は「大綱」を決めている。市も一定の方針は必要と思うのでよろしく願います。意見である。

< 中村委員 >

国、府の動向を聞きよく理解した。建設関係は入札の関係でかなり低い価格になっ

ており、競争する中でのしわ寄せは労働者に行くと感じている。要は労働者と企業の関係が大切で、行政がどこまで関われるかという問題がある。指導は大事だが強行ではいけない。先ほどの説明にあった大綱的な考え方の中でわかりやすく業者へ指導していくことが大切である。丁寧に説明しながら進めてほしい。

<日高委員>

今後の具体施策の(2)「事業者への啓発と育成」の中に業者研修を実施するとあるが、どこが実施するのか。

<契約検査課長>

業者研修は毎年、夏に1回実施している。その研修メニューに労働条件の確保等入れていきたい。担当課は契約検査課である。

<日高委員>

対象者、日程はどうか。

<契約検査課長>

対象者は市の登録業者である。すべて案内している。市外業者は契約の実績のあるところに案内。京都府土木事務所も一緒に研修している。

<並河委員>

建設業協会から強く反対する要望書が出されたということは安ければいいということ。これまでの考え方に問題があると思う。相模原市の人件費が3千万円増加したことをどう見るかという点では、労働者の生活保障の意味もあり、地元業者が受注したらお金が循環するという意味もある。生活保障の点からもぜひ前向きに入札制度も改善し底上げを図ってほしい。その点についてはどうか。

<契約検査課長>

契約については地方自治法なりで最少の経費で最大の効果を上げるということ。基本は一般競争入札で最低価格を示した業者と契約するのが大前提である。ただ、最低の価格がいくらでもいいのか、1円でもいいのかということになると工事の品質保持、労働者の労働条件にも影響があるので、現在、最低制限価格制度をとっている。それを割ると工事の品質が保てず、下請にも関わるので一定の計算式により予定価格の84~85%を下回ると失格にしている。その率を上げてほしいという要望はあるが市は国の基準に沿っている。安ければいいという考え方はそれによりクリアしている。従業員へのアンケートの結果ではほとんどが最低賃金を上回っている。労働基準局が行った事業所への実地調査でも最低賃金を割って指導を行ったケースは少なく、このような統計の結果から労働条件が悪く最低賃金を割るところは実態として少ないと思われる。

<齊藤副委員長>

他の自治体の動きにある全国7自治体とは。

<契約検査課長>

調査研究経過報告書資料編の3ページを参照願う。

<齊藤副委員長>

これら7自治体はすべて本市より財政の豊かな自治体と思われる。野田市はキッコーマンがあり、川崎市は人口が増加、他も追って知るべしである。そういうところで公契約条例が制定されている。請願は全員で採択したが、いろんな調査を見るとすぐに条例化を進めることは疑問視するところである。先ほどから安ければいいというものではないという意見も出されていたが、やはり最少の経費で最大の効果を上げることが基本であると思うし、少しでも少ない金額ですることが市民の税を無駄にしないことになると思う。また、相模原市で3千万円ほど人件費が増になったということだ

が、人件費を増にしたことで公共工事が逆に粗悪なものになることも考えられなくもない。慎重に考えていかなければならないと思う。

<西村委員>

市も建設業協会に対して研修をされていると聞いた。園部の労基の研修に行ったことがあるが多くの参加者があった。本市の研修の規模、内容、また不参加の場合のペナルティ等はどうか。

<契約検査課長>

150社ほどの登録があるがそのほとんどが参加されている。土木事務所には研修参加を評価する制度があり、参加すれば登録時の点数が上がる制度でほとんどの業者が参加されている。不参加の場合のペナルティは特にない。

<堤委員長>

社会福祉労務士からの請願を採択した。経過を見る中でよくよく考えると労使間の問題であり、一番難しい問題を一つの自治体で金額まで条例で定めるのは難しい。労働条件を緩和し、上限を努力し賃金に反映できるような啓蒙啓発を中心にすべきであり、公契約の質を上げてほしい。議会で請願が採択されたから金額も含めてすぐに条例化しなければならないかということ、十分に熟慮してからやってもらうべきと考える。課題・問題点で挙げられた の困るという意見があるが、受注しても事業者として成り立たないという危惧もあるのではないか。労働者を尊重する立場から請願が出てきているのでよく検討してほしい。意見である。

<田中委員>

調査研究経過報告書18ページ、「公共工事設計労務単価が、実勢単価以上に引き下げられている」とあるが実情はどうか。

<契約検査課長>

建設業協会の要望書に30%引き下げられたと記載があるが、設計労務単価は国で全国平均を調査し、府が労務単価をつくり、それを市の単価として活用している。ちなみに設計上の労務単価は、普通作業員で13,100円。業種によりそれぞれの単価がある。H7の単価が一番高く建設業従事者の年収465万2千円。H21は年収390万円で約15%ダウン。設計労務単価は全国的な賃金の平均を国が集計して出しているのでバブル期に比べて低くなっているが、建設費もそれに比して下がっている。単価が低くなったから経営状況に影響するということだが、どこの業者も同じ単価を使っており、この上下が直接関係するものではないと思う。公共工事の発注量が減っていることで経営を圧迫していることかと思う。

<田中委員>

この表現は実勢単価は設計労務単価より多く支払っているということだと思う。それなら公契約条例で単価を引き上げて実際に影響することはないのではないかと思う。書類もそれほど大変な書類を提出するというものではないと思う。また改めて本日の報告内容含めて考えていきたい。

<堤委員長>

本日の報告を基に各自検討を深めていただきたい。

(企画管理部退室)

~ 11 : 16

(休憩)

11:25

< 亀岡市教育振興基本計画（案）について >

教育部長 挨拶

教育総務課長 説明

（資料別紙）

< 堤委員長 >

本日は計画案の概要を説明いただいた。聞き置く程度としたい。今後、その都度情報を総務文教常任委員会に提供いただき、議論した意見も反映して充実した振興計画を立てていただきたい。

< 並河委員 >

この資料は全議員に配付いただけるのか。

< 教育部長 >

現段階では素案であるので、パブリックコメントにかける時点で全議員に配付させていただきます。

（教育部退室）

～ 11:46

#### 4 その他

請願審査に係る今後の流れについて

< 堤委員長 >

現メンバーでの総務文教常任委員会は本日が最後になると思われる。放課後児童会の請願は継続審査とし、1月23日、28日の2日間に現地視察を行った。次の新しいメンバーで採決する、あるいは採決し意見書を出す、助言的に教育委員会に現状を報告し要望していく等の方法があるかと思うがそれらを踏まえて次のメンバーで検討いただきたいと思う。

次回の委員会について

今回は3月1日（金）議運、幹事会終了後委員会を開催し、正副委員長が互選される。

< 木曾委員 >

先ほどの教育振興計画の説明でも「子どもの健全育成の推進」の中で放課後児童会における保育内容の充実と環境整備の推進が組み込まれている。その部分を充実させるということで一定の方向付けになれば十分意味があるのではないかと思う。現地視察したことも含めてこの中に盛り込めるような報告に堤委員長のもとで整理していただきたいと思うがどうか。

< 堤委員長 >

計画の中に放課後児童会のこと拳がっているということは請願者の思い、それを受けて議会でも議論していることを教育委員会が重く受け止めていると思うし、広さのことも含めて考えていただいていると思う。請願採択し、意見書を付して実施する

よう言わなくても自ら感じ取っていただいていると思うがメンバーも変わるので引き継いでいきたい。

<並河委員>

公契約条例に係る調査研究経過報告書は全議員に配付いただけるか。

<事務局>

こちらの資料は相当の量になるので会派の中で情報共有願いたい。

<木曾委員>

公契約条例に係る庁内検討委員会経過報告書の概要の裏面、京都府下の状況の中で京丹後市の請願日は間違っているのではないか。H20に合併したと思うので確認願いたい。

<事務局>

確認する。

<堤委員長>

それでは、これで、総務文教常任委員会を閉議する。

11:55 閉議